特定非営利活動法人栗原市<u>スポーツ</u>協会事務室等に設置する 複写機、印刷機及びファックス使用取扱い要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人栗原市スポーツ協会(以下「体協」という。) 会員及び施設使用者等からの請求により体協事務室等に設置する複写機、印刷機又はファックス(以下「複写機等」という。)を使用し、又は使用させる場合における必要な事項について定めることを目的とする。

(使用対象等)

- 第2条 複写機等を使用用して複写又は印刷及びファックスを行うことができるのは、市内で行われる公共性のある活動に使用する場合に限るものとし、次に掲げる活動については、使用させないものとする。
 - (1) 公共性がないと認められる活動
 - (2) 営利を目的とする活動
 - (3) 政治を目的とする活動
 - (4) 宗教を目的とする活動
 - (5) 公序良俗に反すると認められる活動
 - (6) 社会秩序に反すると認められる活動
 - (7) その他会長が使用させることを適当でないと認めるもの
- 2 前項に掲げるものの他、次に掲げるものの複写又は印刷及びファックスは行わせないものとする。
- (1) 定期的に発行し、購読料等を徴するもの
- (2) 著作権等を侵害すると認められるもの
- (3) その他複写又は印刷及びファックスをすることにより特定の個人又は団体に著しく不利益又は利益を及ぼすと認められるもの

(使用申し込み)

第3条 複写機等を使用しようとする者は、複写機等を所管している施設の長に申し 出て、承諾を受けなければならない。

(使用時間)

第4条 複写機等を使用することができるのは、所管する施設の執務時間とする。

(損害賠償)

第5条 故意又は重大な過失により複写機等をき損した者は、その損害を賠償しなければならない。

(使用料等)

- 第6条 複写機等を使用しようとする者は、その使用にかかる費用(以下「使用料金」 という。)を負担しなければならない。
- 2 前条の規定による使用料等の金額は、次のとおりとする。
- (1) 複写機使用料

	白黒複写機	カラー複写機
複写機使用料	10円/枚(A3まで)	50円/枚(A3まで)

(2) 印刷機使用料

用紙持ち込み(条件) 1製版につ	つき 500枚当たり 100円
------------------	-----------------

(3) ファックス使用料

ファックス使用料 4	0円/枚(A3)まで
------------	------------

3 使用料金は、現金により徴収するものとする。

(使用基準)

第7条 複写機を使用しようとする者は、複写枚数が10枚を超えるときは、印刷機 を使用するよう努めなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、事務局長が定める。

附則

- この要綱は、平成27年9月3日から施行する。
- この要綱は、令和元年7月17日から施行する。